

令和4年(2022年)7月

枚方市立小学校
保護者の皆様

枚方市教育委員会
おいしい給食課長

「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業及び出席停止に係る給食費」及び
「物価高騰における給食費」の取扱いについて (お知らせ)

平素は学校給食の運営に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
今年度の給食費における取扱いにつきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症による給食費の取扱いについて

(1) 新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業及び出席停止における給食費は徴収しません。

※すでに徴収済の給食費については、返金もしくは翌月以降で徴収額を変更して対応いたします(出席停止期間の給食回数 × 1食あたり給食費(上限は月額))。

(2) 対象

- ・ 新型コロナウイルス感染者発生を受けて、学校が臨時休業等により給食が提供できなかった場合の児童
- ・ 「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(保健管理)」に記載の、新型コロナウイルス感染症により出席停止措置となる児童

(3) 期間

1学期から3学期末まで

(4) 注意事項

- ・ 就学援助受給者及び生活保護受給世帯については、それぞれより給食費が支給されるため、返還の対象となりません。
- ・ 支援学級等就学奨励費受給者については、給食費の1/2が支給されるため、返還額は給食費の1/2となります。なお、返還時期は、支援学級等就学奨励費支給時期(11月末)以降となります。

2. 物価高騰における給食費について

令和4年度の学校給食について、本市では、食材料費の価格高騰の中にあっても、給食費を引き上げることなく、献立内容等に影響を及ぼさないよう、安定的に給食提供を継続するための価格高騰分への支援を、国の地方創生臨時交付金を活用して予算化しています。

【お問い合わせ】枚方市教育委員会 おいしい給食課
TEL:050-7105-8030 FAX:072-851-1744
e-mail:kyushok@city.hirakata.osaka.jp